

第 10 回堺市新型コロナウイルス対策本部会議議事要旨

日 時：令和 2 年 4 月 27 日（月） 午後 4 時 00 分～

場 所：堺市役所本館 3 階 大会議室

議 題：1. 本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況等について

2. 本市の取り組みについて

3. その他

【開会にあたり管理監より】

- ・本部会議の開催に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた堺市民の方お 2 人にお悔やみ申し上げるとともに、黙祷を捧げたいと思います。

【黙祷】

【開会にあたり市長より】

- ・緊急事態宣言が発せられてから 3 週間が経過しようとしている。4 月中旬は 1 日で 10 人以上の新規感染者が判明する日もあったが、ここ数日は新規感染者なしや数人の日が続いている。堺市が講じている対策はもとより、何より市民の皆さま 1 人 1 人のご協力のおかげと考えている。
- ・これから迎えるゴールデンウィーク期間は、感染拡大防止、収束に向けての大きな山場である。この期間に気を抜いてしまつては、これまでの市民の皆さまのご協力が意味を失ってしまう。本来なら楽しい期間であるが、拡大防止、収束に向け、より一層気を引き締めて、外出自粛等を続けていただきたい。
- ・各本部員には、この意識をしっかりとつとともに、職員への指導をお願いしたい。

【議題説明及び質疑】

1. 本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況等について

- ・前回本部会議以降の状況について（健康福祉局長）（※資料 1 参照）

（質疑）

- ・本市の新型コロナウイルス感染症患者の「入院状況」の欄において、「入院等」の「等」とは何を指すのか。（中野副市長）

ホテル利用や自宅待機の措置がとられている軽症者を含んでいる。4 月 26 日現在、入院患者 32 名、ホテル利用者 11 名、自宅待機 13 名の計 56 名が「入院等」に計上されている。（健康福祉局長）

2. 本市の取り組みについて

- ・(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための職員の出勤抑制等の取組みの継続について（総務局長）（※資料 2-1、2-2 参照）

- ・庁外アクセス機能を用いたテレワークの利用は大幅に増加している。各局・区においても出勤抑制等の取組みを進めてもらっているが、4 月 24 日（金）の状況

は 45.8%となっている。目標の 50%を達成するためには更なる推進が必要。(総務局長)

- ・出勤抑制の取組みの一環として、WEB 会議の推進に取り組み、今後の有効活用について、検討を進めている。積極的な活用を各局・区にお願いしたい。(ICT イノベーション推進監)

(市長指示)

5 割を目標とした出勤抑制を実施した 4 月 15 日以降、時差出勤の実施数が減少している。出勤抑制をしているからといって時差出勤をしなくていいというものではない。感染拡大防止のため、並行して実施していくべきものである。

(2) 特別定額給付金室の設置及び人事異動の発令について(総務局長)

(※資料 2-3 参照)

(市長指示)

困っていらっしゃる市民の方に一刻も早く給付を開始したい。人口規模やシステム改修の必要性は内部事情に過ぎない。少しでも早く届けられるように、全庁一丸となって取り組むように。

3. その他

・新型コロナウイルス感染症対策の各局の取組みについて

(市民人権局)

- ・自治会や NPO 法人に向けた、総会の書面表決等の方法について堺市 HP への掲載
- ・自治会や NPO 法人、青色防犯パトロール活動等への補助金交付に際し、柔軟な対応を実施
- ・新型コロナウイルスにかかる消費者トラブルや詐欺事件の被害防止をはかった啓発ポスターの作成、および掲示

(市長指示)

啓発ポスターを堺市 HP へも掲載し、市民の皆様へ周知を徹底するように。

(上下水道局)

- ・市民の皆様への支援策として、令和 2 年 6 月検針分より 4 か月間の水道料金の 8 割減額の実施。
- ・収入減少を原因とした、水道料金及び下水道使用料の納付困難者への支払い猶予の相談受付。なお、相談件数については 4 月 28 日時点で 339 件であり、猶予を行った件数は法人を含めて 257 件である。
- ・4 月 25 日、上下水道局員 1 名に新型コロナウイルスの陽性反応。庁舎の消毒と、5 月 1 日まで 1 階フロアの封鎖を実施。なお業務に関しては場所を移し、最小限の業

務に従事。

- ・感染者との濃厚接触者は8名であり、現在自宅にて経過観察中。感染者は現在平熱。

(消防局)

- ・新型コロナウイルス感染者を搬送するための専用の臨時救急隊の編成
- ・感染防止のための正しい手洗い方法について動画を作成及び堺動画チャンネルへの掲載
- ・施設の使用停止(休業)の要請を行った施設について(危機管理監)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請にご協力いただけない施設に対し、4月24日に、大阪府が、同法第45条第2項に基づく個別の要請を実施し、市内のパチンコ店3店の名称等が公表された。
- ・本市については、消防局の協力をいただき、市内のパチンコ店全67店舗の営業確認を実施した。営業継続が確認されたのは、大阪府より公表された3店舗のみで、これら以外に営業している店舗はない。
- ・この3店舗に対して、本市としてどういった取組みができるかということ、大阪府との意思疎通を密にし、検討している。

(市長より)

- ・4月27日、現地を視察したが、他市のナンバーの車も多く見受けられた。堺市民の皆様、特に近隣住民の方々が強い関心を持たれていることから、大阪府、大阪府警と連携し、迅速に対策を検討する。

【閉会にあたり市長より】

- ・今週からゴールデンウィークに入るが、現在の緊急事態宣言期間、最後の1週間である。この期間中に、政府や大阪府から今後の対策について、一定の方針が示されることになる。
- ・感染拡大防止の取組みは本市単独ではなく、より広い範囲で「面」として捉える必要がある。市立学校園の休業やイベント・施設の取扱いなどについて、政府や大阪府の情報を迅速に入手し、本市の対策を決定しなければならない。ゴールデンウィーク中であっても、即座に対応し、検討を進める。
- ・市民の皆さまを守ることが堺市の責務である。このことを重々肝に銘じて、引き続き、臨むように。